

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	高橋伸行君	企画調整課長	木下誠司君
税務課長	中嶋努君	健康福祉課長	藤塚康孝君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	衣斐修君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	水野忠宗君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	渡部善充
書記	森田唯		

4 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第3 報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について
- 日程第4 報告第3号 垂井町水道事業会計継続費の精算報告について
- 日程第5 報告第4号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 議第43号 平成29年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第7 議第44号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第45号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第46号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより平成30年第 3 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から15日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、13番 丹羽豊次君、1番 太田佳祐君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（角田 寛君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 1 件及び検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（角田 寛君） 日程第 2、報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について御説明申し上げます。

農林水産業費では経営体育成基盤整備事業、土木費では橋りょう整備事業に係ります繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） おはようございます。

私からは、ただいま上程されました報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、産業課で所管いたします款6 農林水産業費、項1 農業費、事業名が経営体育成基盤整備事業について補足説明をさせていただきます。

この事業は、現在栗原地区で実施しています圃場整備でございます。当事業は県営事業として岐阜県が事業主体となって進められており、地元土地改良区と町の負担が伴う事業でございます。この県営事業が、平成29年度から平成30年度へ繰り越されたため、町負担分として1,505万3,000円を繰り越すものでございます。

現在、平成33年度の事業完了を目指し進められているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） おはようございます。

報告第1号、垂井町一般会計繰越明許費のうち、建設課で所管しております款8 土木費、項2 道路橋りょう費、事業名、橋りょう整備事業、工事名といたしまして新桜橋整備工事でございます。歩道橋の整備工事でございます。補足説明をさせていただきます。

この事業につきましては、昨年当初予算におきましてお願いをいたしました工事でございますが、受注者より履行不能届が平成29年9月4日に提出され、契約解除となったわけでございます。当工事につきましては、年度内の工事の完了が見込めないことから、昨年9月の定例会におきまして繰越明許費を計上させていただいたものでございます。

また、新たに工事の契約につきましては、ことしの3月定例会におきまして請負契約の議決をいただいたものでございます。それでは、金額につきましては、8,000万円でございます。翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳につきましては、国庫補助金3,388万円、地方債3,420万円、一般財源1,192万円でございます。

当工事の工期につきましては、平成31年3月22日となっております。段取りよく工事を進め、工期内に完成できるよう管理・指導してまいりたいと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について

○議長（角田 寛君） 日程第3、報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について御説明申し上げます。

公共下水道費におきまして、浄化センター汚泥棟増設事業に係ります繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました報告第2号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告につきまして補足説明をさせていただきます。

本事業は、昨年9月定例会で議決を賜り、平成30年度末までの2カ年で日本下水道事業団と垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定を締結し進めておりましたが、このうち汚泥棟建屋増築工事につきまして、公募型一般競争入札により参加業者を公募いたしましたところ、入札参加者があられず、予定しておりました29年度分の出来高を達成することが見込めなくなったため、関係する工事につきまして本年3月定例会にて補正予算でお願いした事業でございます。

それでは、繰越計算書に基づきまして説明させていただきます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、事業名、浄化センター汚泥棟増設事業、繰越額が5,960万円でございます。財源内訳といたしましては、未収入特定財源のうち国庫補助金が2,310万円、同じく地方債が3,500万円、また一般財源が150万円でございます。

本事業につきましては、委託先の日本下水道事業団におきまして、3月に再度入札公告を行い、入札執行後事後審査を経まして本年4月に請負契約を締結し、工事着手に向けて準備を進めているところでございます。

なお、協定に基づきます浄化センター汚泥棟増設工事委託につきましても、既に発注済みの工事とあわせまして今年度末の完成を目指し進めているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第3号 垂井町水道事業会計継続費の精算報告について

○議長（角田 寛君） 日程第4、報告第3号 垂井町水道事業会計継続費の精算報告について
を上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、報告第3号 垂井町水道事業会計継続費の精算報告について
御説明を申し上げます。

相川左岸地域施設改良事業に係ります継続費につきまして、精算報告書を調製いたしました
ので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました報告第3号 垂井町水道事業会計継続
費の精算報告について補足説明をさせていただきます。

本件につきましては、平成28年度及び29年度の2カ年で総額12億円の継続費により整備をい
たしました。上水道相川左岸地域施設改良事業につきまして事業の継続年度が終了いたしました
ので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項に基づき継続費の精算報告をいたすものでご
ざいます。

事業内容といたしましては、第1水源地の機械設備、電気計装設備を初めとする管理棟建屋
の更新工事のほか、新設いたしました相川左岸低区配水池築造工事、送・配水管布設工事など
12件の工事と低区配水場新設実施設計業務、工事監理業務など4件の業務委託、合わせて16件
を実施し、全て完了したところでございます。

それでは、継続費精算報告書に基づき説明をさせていただきます。

予算科目は款資本的支出、項建設改良費、事業名、相川左岸地域施設改良事業でございます。
全体計画の年割額につきましては、28年度は5億5,000万円、29年度が6億5,000万円、合計12
億円で事業を進めてまいりました。その財源内訳といたしましては、28年度に4億1,900万円、
29年度に5億900万円、合計で9億2,800万円の企業債を借り入れ、残りはそれぞれの年度の損
益勘定留保資金をもって充てるというものでございます。実績といたしましては、28年度の支

払義務発生額が3億5,623万8,000円、29年度は5億137万7,472円、合計8億5,761万5,472円となったところでございます。その財源内訳といたしましては、28年度に3億円、29年度に4億円、合計7億円の企業債を借り入れ、残りはそれぞれの年度の損益勘定留保資金をもって充てたものでございます。比較といたしましては、年割額から支払義務発生額を引いたものを掲載しておりますが、実施設計での精査や入札差金により当初予定しておりました金額より安く済んだため、合計で3億4,238万4,528円の残額となったところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第4号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（角田 寛君） 日程第5、報告第4号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、報告第4号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について御説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、垂井町土地開発公社の平成30年度事業計画、予算及び資金計画並びに平成29年度事業報告書及び決算報告書を提出するものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 報告第4号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして配付資料の順に説明をさせていただきます。

まず初めに、平成30年度事業計画、予算及び資金計画の1ページをごらんいただきたいと思います。

30年度事業計画につきましては、1. 土地の取得造成といたしまして、府中離山工業団地開発事業を継続して実施してまいります。面積につきましては7万899.03平方メートル、30年度の金額といたしましては8億1,894万9,000円でございます。

続きまして、2ページは30年度予算でございます。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、収入、第1款事業収益ゼロ円、第2款事業外収益は受取利息、受取配当金合わせて収入合計3,000円を予定いたしております。

支出、第1款事業原価はゼロ円、第2款販売費及び一般管理費は理事会の必要経費といたしまして16万8,000円、支出合計といたしまして16万8,000円を予定いたしております。収入支出差し引きといたしまして、マイナスの16万5,000円でございます。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、収入、第1款資本的収入は長期借入金といたしまして8億1,894万9,000円を予定いたしております。

支出、第1款資本的支出は土地造成事業費といたしまして8億1,894万9,000円を予定いたしております。内訳といたしまして、用地費1億4,203万2,000円、立木などの補償費5,630万1,000円、造成等に係ります工事費といたしまして5億3,093万1,000円、測量、設計、工事監理などの委託料といたしまして8,038万円、諸経費115万3,000円、支払利息815万2,000円となっております。

第4条、長期借入金につきましては、限度額を8億1,894万9,000円といたしております。

続きまして、3ページは30年度の資金計画でございます。

第2条、受入資金は、長期借入金を主なものといたしまして8億2,095万7,000円、第3条、支払資金は、土地造成事業費を主なものといたしまして8億1,911万7,000円でございます。

続きまして、4ページは債務負担行為に関する調書でございます。

平成31年度までの期間で11億7,465万9,000円を限度額といたしております。

30年度事業計画、予算及び資金計画につきましては以上でございます。

続きまして、平成29年度事業報告書、決算報告書につきまして御説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

平成29年度事業報告1.概況、(1)理事会の開催状況でございます。都合3回開催し、審議内容は記載のとおりでございます。

(2)行政庁の認可に関する事項はございませんでした。

2.業務、(1)土地の取得、(2)土地の処分ともございませんでした。

3.会計、(1)借入金の概況でございますが、大垣西濃信用金庫を借入先といたしまして期中に2,306万円を借り入れいたしました。当期増加高並びに期末残高ともに2,306万円でございます。

(2)保有地明細はございませんでした。

2ページをごらんいただきたいと思います。

29年度決算でございます。

1.収益的収入及び支出、(1)収入につきましては、第2款事業外収益の予算現額3,000円のところ、決算額3,364円でございます。

(2)支出につきましては、第2款販売費及び一般管理費が予算現額14万3,000円のところ、決

算額10万800円で行いました。理事会等の必要経費で行います。

2. 資本的収入及び支出、(1)収入につきましては、第1款資本的収入、第1項長期借入金が予算現額2,306万円のところ、決算額も同額で行いました。

(2)支出につきましては、第1款資本的支出、第1項土地造成事業費といたしまして、予算現額2,535万8,000円のところ、決算額2,535万6,505円で行いました。内訳といたしまして、工事費160万円、測量試験費2,296万1,880円、諸経費といたしまして77万8,180円、支払利息といたしまして1万6,445円となっております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度損益計算書で行います。

事業損失10万800円、事業外収益3,364円、経常損失は差し引き9万7,436円でした。当期損失も同額で行います。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

29年度貸借対照表で行います。

まず、資産の部で行いますが、流動資産、現金及び預金、後ほどキャッシュ・フロー計算書にて説明をさせていただきますが、200万8,594円、これは開発中土地といたしまして7,034万9,052円、こちらは現在進めております離山の造成に向けた事業費について、詳細につきましては8ページに記載させていただいておりますが、未払金部分も含めまして資産として計上させていただいております。流動資産の合計が7,235万7,646円となっております。また、固定資産といたしまして出資金2万円、長期性預金といたしまして500万円で、資産の部合計が7,737万7,646円となっております。

続きまして、負債の部で行いますが、流動負債、未払金が4,499万2,547円、固定負債といたしまして、長期借入金が2,306万円、負債の部合計といたしまして6,805万2,547円となっております。

続きまして、資本の部で行いますが、資本金、基本財産が500万円、準備金、前期繰越準備金が442万2,535円、当期損失が9万7,436円、差し引き準備金の合計が432万5,099円となり、資本の部合計といたしまして932万5,099円となっております。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

29年度キャッシュ・フローの計算書で行います。

1. 事業活動によるキャッシュ・フローでは、土地造成事業支出といたしまして2,535万6,505円のマイナス、人件費といたしましてマイナスの10万800円、利息の受け取りといたしまして3,364円で、合計マイナスの2,545万3,941円となります。

続きまして、2. 投資活動によるキャッシュ・フローでは、定期預金の取り崩しによる収入といたしましてプラスの400万円で行います。こちらは、期中に資金繰りの関係から定期預金を取り崩し、普通預金へ移動させたことによるもので行います。

続きまして、3. 財務活動によるキャッシュ・フローでは、長期借入金による収入といたし

ましてプラスの2,306万円となり、これら1から3までのキャッシュ・フローを差し引いたものが、4の現金及び現金同等物増加額といたしましてプラスの160万6,059円となり、5の期首残高は40万2,535円でした。

6の期末残高は、200万8,594円となります。

6ページに財産目録、7ページ以降に附属明細書、最後に決算審査意見書を掲載させていただいております。

以上、垂井町土地開発公社の経営状況を説明する資料の説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 3点お尋ねいたします。

まず、第1点目は、当初3億3,844万2,000円当初予算額を計上していたわけですが、予算現額2,535万8,000円というようなことで、かなりの補正流用ということでございます。いろいろ事情はあったかと思うわけですが、非常に大きな額でございます。このようなことが起きた事情といたしますか、を再度確認させていただきます。

それと、次年度8億1,894万9,000円当初予算として上げておられますが、29年度と同じような、例えばこのように上げておって実際には予算現額等で同じようなことが起きないのか、それを再度確認させていただきたいと思います。この当初予算額、消化できるものかどうかということでございます。

それと3点目、今後の計画につきまして、先ほど説明ありました支出予定額の欄で11億7,465万9,000円上げておられる欄に、平成30年から31年までと記入してあります。ということは、31年度で全て完了するというところでございますか。3点お尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 富田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、平成29年度予算が減額したということでございますが、この内容につきましては土地の取得、それから工事請負費が30年度にずれ込んだことによるものでございます。

また、2点目の質問で、30年度予算もまた減額しないのかという質問でございますが、今のところ順調にいくと私どもは思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

それと、31年度までに完了するのかという質問でございますが、工事のほうにつきましては、用地のほうで完了しておりますので、仮契約をしておりますので、粛々と工事のほうは予定どおり進めていくということになっておりますので、32年の3月までには完了する予定でございます。

ますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 富田議員の3点目の31年度に事業完了かということにつきまして、少し私のほうから補足説明させていただきたいと思います。

今現時点におきましては、32年度の工事の完成も含めまして企業誘致も含めての工事完了となっております。今、工事につきましては入札も行いまして、6月4日に土地開発公社の理事会におきまして、発注業者がTSUCHIYA・濃建・岩田工務店の3社JVに決定をさせていただきまして、理事会において承認を受けたところでございます。今後準備期間終わりました工事に着手していくわけでございますけれども、工事につきましては平成31年12月25日を予定しております。あわせてその間に企業誘致を積極的に進めてまいりまして、何とか企業を引っ張っていきたいという思いでございます。企業誘致につきましては町の事業になってまいりますので、そちらにつきましては、積極的に営業活動を実施してまいりまして企業誘致を行っていきたくて考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 大体これは理解できますが、今おっしゃいました3社企業体ということですが、業者名はお聞きしました。これ持ち分割合はどれぐらいになっているのか、そこらあたりしっかりとちょっと教えてください。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 今、山田議員からの御質問ございました3社JVの企業体のそれぞれの出資割合でございます。

代表構成員につきましては、50%以下でございます。第2構成員が30%以上、第3構成員につきましては20%以上でございます。以上でございます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第6 議第43号 平成29年度垂井町水道事業会計決算認定について

○議長（角田 寛君） 日程第6、議第43号 平成29年度垂井町水道事業会計決算認定について

を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第43号 垂井町水道事業会計決算認定について提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、平成29年度の垂井町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました議第43号 平成29年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書14ページでございます。平成29年度垂井町水道事業報告書をごらんください。

29年度も、常に安心・安全な水の安定供給を行うため、水道水源の保全、水質の向上、有収率の向上など継続した取り組みを行ってまいりました。

建設改良では、災害に備えた施設の強靱化と、配水方式を当町の地形を有効に活用した自然流下方式に変更する配水システムの再構築を目的に、相川左岸地域施設改良事業の実施により、第1水源の更新工事等が一部完了し、新しい施設からの供用を開始いたしました。これにより、相川右岸地域とあわせて基幹施設の耐震化と安定供給が実現したところでございます。

また、事業経営では健全な経営を維持し、到来する施設の更新需要に対応するため、平成30年度から新たな料金体系により事業運営を行う運びとなりました。

このほか、給水管の老朽化などによる宅内漏水に対しまして、新たに減免措置を設け、水源の保護と需要者への負担軽減を図りました。

今後も水需要の動向に注意しつつ、さらなる経営の合理化と経費削減に努め、効率的かつ効果的な事業運営とサービスの向上に努めてまいります。

それでは、給水の状況並びに収益的収支の状況について説明させていただきます。

まず、給水状況でございますが、給水戸数は9,079戸で、前年度に比べ3戸の増となり、総配水量は337万5,951立方メートルで、前年度に比べ188立方メートルの減少にとどまりました。また、総有収水量は317万3,461立方メートルで、前年度に比べ4万5,664立方メートル、約1.5%の増となりました。

このような給水状況の中、収益的収入につきましては3億5,513万3,220円で、前年度に比べ1,026万5,857円の増となりました。主な要因といたしましては、大口利用者の使用水量の増加

などによるものでございます。

一方、収益的支出は3億6,277万4,449円で、前年度に比べ2,205万9,651円の増となりました。主な原因としましては、動力費や資産減耗費が増加したためでございます。

この結果、決算書の3ページ、平成29年度垂井町水道事業損益計算書をごらんいただきたいと思っております。下から4行目でございますように当年度は764万1,229円の純損失を計上するに至りました。要因といたしましては、相川左岸事業により建設いたしました施設の供用開始に伴い、旧管理棟内にございました電気・機械設備などの稼働を停止した資産を除却したことにより、資産減耗費が増加したためでございます。また、当年度未処分利益剰余金は3億6,849万321円となり、7ページの剰余金処分計算書でございますように翌年度繰越利益剰余金として計上させていただきました。

次に、14ページに戻っていただきまして、下から4行目、資本的収支の状況でございます。

まず、資本的収入につきましては4億4,297万6,686円で、内訳としましては加入金435万6,000円、工事負担金250万86円、他会計負担金3,612万600円、企業債4億円でございます。前年度に比べ8,727万7,998円の増となりました。

一方で、資本的支出は6億381万1,925円で、内訳といたしまして、建設改良費5億4,023万2,960円、企業債償還金6,357万8,965円でございます。前年度に比べまして1億3,287万6,068円の増となりました。

当年度実施いたしました主な建設改良工事といたしましては、16ページをごらんください。

県道赤坂垂井線拡幅工事に伴う配水管布設替工事のほか、下水道事業に伴う配水管布設替工事、庁舎移転に伴う配水管布設替（耐震化）工事などを実施いたしました。

また、相川左岸地域施設改良事業といたしましては、17ページをごらんください。

第1水源地更新工事を初め、相川左岸低区配水池築造工事、相川左岸低区送・配水管布設工事、相川左岸低区配水区減圧弁設置工事などを実施いたしました。

その他の工事等につきましては、それぞれお目通しをお願いします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,083万5,239円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第43号 平成29年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会には地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定いたしました。

日程第7 議第44号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第45号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改訂について

議第46号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

○議長（角田 寛君） 日程第7、議第44号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議第46号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第44号から第46号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第44号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、垂井中町コミュニティ・センターの地番の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議第45号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議第46号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億5,602万4,000円を追加し、予算総額を99億9,717万4,000円とするものであります。

補正いたしますものは、農林水産業費では農業費におきまして、高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額措置を行いました。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、道路新設改良測量設計業務・用地測量業務に係ります委託料、道路・舗装・路側改良工事に係る工事請負費、土地購入費に係ります公有財産購入費、橋りょう整備工事設計業務に係ります委託料、橋りょう整備工事に係る工事請負費につきまして、それぞれ増額措置を行ったところでございます。

都市計画費におきまして、区域区分変更協議図書作成業務に係ります委託料につきまして増額措置を行いました。

教育費では、教育総務費におきまして、スクール・サポート・スタッフ賃金に係ります賃金につきまして増額措置を行いました。

小学校費におきましては、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

中学校費におきましても、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして同じく増額措置をいたしました。

公債費では、平成19年度に借入れをいたしました臨時財政対策債の利率の変更に伴いまして、償還金、利子及び割引料に係ります償還元金の増額と、償還利子の減額につきまして、それぞれ措置をいたしたところでございます。

財源につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、議第44号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書及び新旧対照表の1ページをごらんください。

今回の改正につきましては、垂井中町コミュニティ・センターの位置の表示を訂正し、あわせて文言の整理を行うものであります。

まず、垂井中町コミュニティ・センターの建築敷地につきましては、貸借契約が結ばれた土地であり、建築工事着手後に地権者により合筆分筆登記がなされ、当該土地の地番が垂井町1292番地の4となっていたため、第2条第2項の表につきまして、位置を垂井町1,291番地の4から垂井町1292番地の4に改めるものでございます。あわせて、住所地番は数える数字ではなく、名詞に近い性質を持つ数量的な意味を失われたものであることから、カンマを除き、この表の中の垂井東町コミュニティ・センターの項から西相川コミュニティ・センターの項までの文言の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例を公布の日から施行する旨、規定するものでございます。

以上、議第44号の補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第45号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、2ページから5ページをごらんいただきたいと思います。

この条例は、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業を町が地域型保育事業として認可するための設備や運営など、認可に係る基準を定めたものでございます。

今回の改正につきましては、国の基準省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴うもので、従うべき基準である保育所等との連携、食事の提供の特例、食事の提供の経過措置の規定を改正するものでございます。

それでは改正内容につきまして、説明をさせていただきます。

第7条の規定は、居宅訪問型保育事業を行うもの以外の家庭的保育事業者等と保育所等との連携に関することについて定めたものでございます。第7条第1項第2号につきましては、同条に第2項と第3項が追加されることに伴いまして、定義づけに関する字句を加えるものでございます。

次に、第2項と第3項でございますが、家庭的保育事業者が職員の病気、休暇等により保育の提供ができない場合の代替保育の事業について連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園の適切な確保が困難な場合において、保育所等以外の連携協力者を確保するための基準に関する規定を追加するものでございます。

第2項第1号では、家庭的保育事業者等と連携協力者の間で役割分担及び責任の所在が明確化されていること、第2号では連携協力者の本来の業務の遂行に支障がないように措置が講じられていることについて定め、これらの全ての要件を満たすときは、保育所等による代替保育の提供を適用しないことができることについて規定するものでございます。

第3項につきましては、第2項の代替保育の提供を適用しない場合において、第1号では家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所以外の場所または事業所において代替保育を提供する場合は、小規模保育事業A型、小規模保育B型または事業所内保育を行うものを、第2号では、事業実施場所において代替保育が提供される場合は、事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認めるものをそれぞれ保育所等のかわりとして代替保育の事業に係る連携協力を行うものとして確保しなければならないことについて規定するものでございます。

続きまして、第17条の規定でございます。

ここでは、利用乳幼児に関する食事の提供の特例について定めております。

第17条第2項第3号につきましては、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮に適切に応じることができるものとして町が適当と認める業者から食事の外部搬入を可能とする規定を追加するものでございます。

続きまして、附則第2条の規定でございます。

ここでは、食事の提供の経過措置について定めております。

附則第2条第1項につきましては、同条に第2項の追加されたことに伴いまして、定義づけに関する字句を加えるものでございます。

附則第2条第2項につきましては、経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理を行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 私のほうからは、ただいま上程されております議第46号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,602万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を99億9,717万4,000円といたすところでございます。

第2項につきましては、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳出でございますが、7ページをごらんください。

款6農林水産業費、項1農業費、目8農業構造改善費でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございますが、当初予算では6団体に1,500万円の補助金を見込んでおりましたが、今般このうち2つの団体に対しまして県補助金が交付されることとなり、県補助金は町補助金

とは補助率が異なることから181万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、県支出金522万4,000円を見込み、一般財源につきましては341万1,000円の減となるものでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋りょう費でございますが、国の補助事業でございます社会資本整備総合交付金が増額となったため補正をお願いするものでございます。

目3道路新設改良費においては、節13委託料で新たに町道表佐宮代線歩道新設事業を実施するに当たりまして、道路新設改良測量設計業務・用地測量業務委託料で380万円の増額を、節15工事請負費では町道表佐宮代線歩道新設工事や岩手24号線道路改良工事を初めとする道路・舗装・路側改良工事を施行するもので9,400万円の増額を、節17公有財産購入費では町道表佐宮代線歩道新設事業用地の取得に要する土地購入費117万円の増額をお願いするものでございます。財源としましては、国庫支出金の5,760万円を見込み、一般財源につきましては4,137万円の増となるものでございます。

目4橋りょう維持費につきましては、節13委託料で泥川橋の耐震補強工事を実施するに当たりまして、橋りょう整備工事設計業務委託料360万円の追加を、節15の工事請負費では泥川橋と新戸海橋の耐震補強工事を施行するもので、橋りょう整備工事として4,400万円の増額をお願いするものでございます。財源としましては、国庫支出金1,193万4,000円を、また泥川橋につきましては、隣接する養老町との間につけられた橋梁であることから、その他の財源として養老町から工事負担金1,500万円を見込み、一般財源につきましては2,066万6,000円の増額となるものでございます。なお、これらの工事箇所につきましては配付資料の中に図面を添付しておりますので、お目通しいただきたく存じます。

次に、同じく款8土木費の項4都市計画費、目1都市計画総務費の節13委託料でございますが、大垣都市計画区域マスタープランの見直しに伴い市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しの協議を進めるに当たり、調整資料や農政協議資料、環境治水協議資料を作成するための区域区分変更協議図書作成委託料として360万円の追加をお願いするものでございます。

8ページをごらんください。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の節7賃金でございますが、これは県において平成30年度から教員の業務支援を図り、教員が一層児童・生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため市町村が行う事業に対し補助金を交付する制度を設けられたため、本町においても本制度を活用し、学校支援員、いわゆるスクール・サポート・スタッフでございますが、この支援員を配置し、教材等の印刷や物品の準備、資料の整理・保管などを行うものでございます。本年度におきましては、支援員5名を配置し要する費用をスクール・サポート・スタッフ賃金として248万1,000円を追加するものでございます。なお、財源としましては、県支出金241万9,000円を見込み、一般財源につきましては6万2,000円でございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節19負担金、補助及び交付金でございますが、これは平成30年度の清流の国ぎふふるさと魅力体験事業により県から指定を受けてふ

るさと教育の一層の推進を図るものでございます。その内容は、町内の小・中学校が実施する児童・生徒が県内の自然、歴史、文化、産業等にかかわる施設や名跡を訪れる体験学習を支援するもので、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業補助金として230万5,000円を追加するものでございます。財源としましては、全額県支出金230万5,000円でございます。

次に、同じく款10教育費の中の項3中学校費、目1学校管理費、節19負担金、補助及び交付金でございますが、これも項2小学校費と同様に平成30年度清流の国ぎふふるさと魅力体験事業により県から指定を受けて体験学習を支援するもので、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業補助金として59万8,000円を追加するものでございます。財源としましては、全額県支出金59万8,000円でございます。

次に、款12公債費、項1公債費でございますが、これは平成19年度に借入れを行いました臨時財政対策債の償還元金及び償還利子に係るものでございます。借入れ後10年を経過した時点で利率の見直しを行うといったもので、目1元金、節23償還金、利子及び割引料におきまして償還元金109万7,000円の増額を、目2利子、節23償還金、利子及び割引料におきまして償還利子244万円の減額を行うものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。5ページをごらんください。

款11分担金及び負担金、項2負担金、目7土木費負担金でございます。橋梁整備工事において隣接する養老町との間にかけられた泥川新橋耐震補強工事を施行するに当たり、養老町に対して泥川橋橋りょう整備工事負担金として1,500万円を求めるものでございます。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金でございますが、社会資本整備総合交付金の内示額の通知に伴いまして、目7土木費国庫補助金、節3道路事業国庫補助金で6,953万4,000円の増額を行うものでございます。

次に、款14県支出金、項2県補助金でございますが、目5農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金においては元気な農業産地構造改革支援事業補助金に関するものでございまして、2つの団体に対しまして県補助金が交付されますことから、522万4,000円の増額を行うものでございます。

同じく、款14県支出金、項2県補助金の目9教育費県補助金、節1教育費県補助金でございますが、教員の業務支援を図るために必要な支援員を配置するスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金が交付されますことから、241万9,000円の計上を行うものでございます。

次に、同じく款14県支出金の項3委託金、目9教育費委託金、節1教育費委託金でございますが、児童・生徒が県内の自然、歴史、文化、産業などにかかわる施設や名跡を訪れる体験学習を支援する清流の国ぎふふるさと魅力体験事業委託金として290万3,000円の計上を行うものでございます。

6ページをごらんください。

款18の繰越金につきましては、前年度繰越金6,094万4,000円をもって収支の均衡を図ったと

ころでございます。

以上が歳入の説明でございます。なお、9ページには地方債現在高に關します調書を添付させていただきますので、お目通し願います。

以上、議第46号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第44号から議第46号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時14分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 太 田 佳 祐

